

令和5年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和5年6月16日（金）
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和5年6月16日 午前8時55分 委員長宣告

4. 協議事項

1 付託案件

議案第42号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第43号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第44号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

2 報告事項

(1) 可児市教育大綱について

3 協議事項

(1) 議会報告会の結果について

(2) 次期委員会への引継ぎについて

5. 出席委員（7名）

委員長	川合敏己	副委員長	渡辺仁美
委員	林則夫	委員	富田牧子
委員	野呂和久	委員	勝野正規
委員	中野喜一		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	河地直樹	こども健康部長	梅田浩二
教育委員会事務局長	飯田晋司	国保年金課長	水野哲也
保育課長	可児浩之	介護保険課長	井藤好規
教育総務課長	水野修		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	杉山尚示	議会総務課長	佐藤一洋
--------	------	--------	------

議 会 事 務 局 記
書

宮 崎 卓 也

議 会 事 務 局 記
書

今 枝 明 日 香

○委員長（川合敏己君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いいたします。また、マイクのスイッチを入れてからの発言でお願いいたします。

初めに、1. 付託案件、議案第42号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（水野哲也君） おはようございます。

議案第42号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案配付資料番号8、提出議案説明書の5ページ中ほどを御覧ください。

初めに、新型コロナウイルス感染症の位置づけが、本年5月8日から5類感染症に変更されたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における国民健康保険税の減免について、令和4年度相当分の保険税までで国の財政支援が終了となりました。このたび、令和4年度以前の年度分の保険税であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものも財政支援の対象とされたことにより、本条例を改正するものでございます。

改正の内容については、議案配付資料番号1、議案書の43ページを御覧ください。

付則第17条第1項下線の部分ですが、令和4年度以前の年度分の保険税であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを加えます。

続いて、44ページを御覧ください。

附則部分ですが、施行日は公布の日からとし、改正後の規定は、令和5年4月1日から適用をいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第42号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） すみません、令和4年の減免件数についてお伺いします。令和元年、令和2年、令和3年とありましたけど、令和4年が数が分からないので。

○国保年金課長（水野哲也君） 令和4年度分の国保税減免の件数は3件でございます。減免額は33万5,200円でございます。以上です。

○委員（富田牧子君） この条例の趣旨としては、それまでに納めなかったけれども分納するとかいろいろある人で令和5年4月以降に納めるということになっている人について減免が適用されるということで、令和5年度分はないということですね。

○国保年金課長（水野哲也君） この場合の想定につきましては令和4年度末、いわゆる3月

に国保の加入の資格を取得した方が納期限が翌月になりますので、4月末納期の納税通知書を発送することになるんですが、その方に対して、例えば3月の時点でコロナの感染によるということであれば、その4月1日以降の納期限の保険税が令和4年度分でございますので、その分が減免の対象となるよということでございます。以上です。

○委員長（川合敏己君） その他ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論もないようでございます。それでは討論を終了いたします。

これより、議案第42号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第42号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） よろしく申し上げます。

資料番号8、提出議案説明書の5ページをお願いいたします。

議案第43号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

このたびの条例改正につきましては、こども家庭庁の設置により、国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴いまして改正するものでございます。

具体的な内容につきましては、資料番号の1、議案書の45ページを御覧ください。

本年4月に内閣総理大臣を長とする内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されました。これに伴いまして、厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管されたことに伴いまして、議案書45ページ、第15条第1項第4号、それから次の46ページにございます第44条につきまして、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変わったものでございます。

次に、同じ46ページの第37条第1項の改正でございますが、こちらにつきましては、事務移管に伴いまして厚生労働省令が内閣府令の取扱いとされるということに伴いまして、略称の省令というものを内閣府令の令というものに改めるものでございます。

続きまして、議案書47ページ、第51条第3項につきましては、引用条文でございますとか字句を一部整理したものでございますので、よろしく願いいたします。

なお、本条例の施行日でございますが、公布の日からということになります。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

それでは、質疑はございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） すみません。ちょっとついでにお伺いするんですけど、こども家庭庁に変わって、何かいろいろ変わったこととかそういうことはありますか。

○保育課長（可児浩之君） 何が変わったといいますとやはり法令が整備されまして、先ほども御説明しましたとおり厚生労働大臣から内閣総理大臣に大きく権限が付与されたということと、あと命令とかといったものにつきましても、こども家庭庁の長官等に移行されたということがありますので、関係する法令がそれに伴って整備されたということになってまいりますので、よろしく願いします。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言はないようでございますので、それでは討論を終了いたします。

これより、議案第43号 可児市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第43号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第44号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○保育課長（可児浩之君） 資料番号8、提出議案説明書の6ページをお願いいたします。

議案第44号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

このたびの条例改正につきましては、こども家庭庁の設置により、国が定める児童福祉施設設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、資料番号1、議案書に基づき御説明させていただきます。

議案書の49ページをご覧ください。

先ほど御説明いたしました議案第43号と同様でございますが、こども家庭庁が設置されまして、厚生労働省からこども家庭庁に事務が移管されたことに伴いまして、第25条につきまして、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に変更になるものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日からとなります。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

これより議案第44号に対する質疑を行います。

質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、それでは討論を終了いたします。

これより、議案第44号 可児市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第44号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（井藤好規君） よろしくお願ひします。

議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。議案配付資料番号8、提出議案説明書の6ページ中ほどを御覧ください。

先ほどの国民健康保険税条例の一部改正と同様の改正となりますが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが本年5月8日から5類感染症に変更されたことから、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免について、令和4年度相当分の保険料までで国の財政支援が終了となりました。

このたび、令和4年度以前の年度分の保険料であって、令和5年4月1日以降に納期限が定められているものも財政支援の対象とされたことにより、本条例を改正するものです。

改正内容については、議案配付資料番号1、議案書の50ページを御覧ください。

付則第7条第1項で下線の部分ですが、令和4年度以前の年度分の保険料であって令和5年4月1日以降に納期限が定められているものを加えます。

続いて、次のページを御覧ください。

附則部分ですが、施行日は公布日からとし、改正後の規定は令和5年4月1日から適用いたします。

説明は以上です。

○委員長（川合敏己君） これより議案第45号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 令和4年度の減免件数はどれぐらいだったんですか。

○介護保険課長（井藤好規君） 令和4年度の減免実績はゼロ件でした。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

〔挙手する者なし〕

討論を終了いたします。

これより、議案第45号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第45号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めまして、そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時13分

再開 午前9時14分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

○教育委員会事務局長（飯田晋司君） 報告事項1. 教育大綱についてでございますが、詳細

を御説明させていただく前に、一言お断りさせていただきたいので、よろしくお願いいたします。

この件につきましては、現行の市教育振興基本計画の計画周期が令和5年度末、今年度末でございます。今年度中に次期計画の策定を行うことを踏まえまして、計画の大本である大綱についても見直しの要否やその内容について検討してまいりました。

昨年度9月及び2月に総合教育会議を開催し、市長と教育長及び教育委員が意見交換し、それらを基に策定した大綱について今回御報告させていただくものでございます。

なお、本来であれば、本件は決定した後に教育福祉委員会の皆様に御報告させていただくものでございますが、日程の都合上、最終決定する総合教育会議を本日の教育福祉委員会前に設定することがどうしてもできませんでした。最終決定は6月23日に開催される総合教育会議をもってとなっております。今回の資料としては案をつけさせていただいております。市長と教育長、教育委員ともにほぼこの案で合意しておりますことから、現時点で変更になることはないと考えておりますが、一部文言などが変わるというような可能性があることについて、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、最終決定したものは委員の皆様にお知らせさせていただくとともに、今月末頃に公表する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

詳細については、教育総務課長から説明させていただきます。

私からは以上です。

○教育総務課長（水野 修君） おはようございます。

それでは、新しい可児市教育大綱（案）につきまして御説明をいたします。

まず、教育大綱につきましてですが、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3で、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的方針を参酌し、その地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものと規定されておまして、当市におきましてもこれに基づき策定してまいります。

現行の可児市教育大綱は、令和元年6月に策定したものでございまして、現時点で4年を経過しております。文部科学省の通知では、大綱の対象期間について言われておるわけですが、大体四、五年程度とされておまして、市としてもこの通知を踏まえております。

さらに、先ほど局長からも申し上げましたとおり、教育大綱を基に策定されます現行の可児市教育振興基本計画が今年度までの期間ということもありまして、今の実情に合わせた形で市の教育大綱を見直すものでございます。

それでは、内容のほうを説明してまいります。

資料番号1. 可児市教育大綱（案）についてを御覧いただきたいと思っております。

資料の表側、1ページが新しい教育大綱（案）、裏側の2ページが現行の教育大綱となっておりますので、御参考にしていただきたいと思っております。

それでは、表面1ページの新しい大綱（案）を基に説明してまいりますので、よろしくお願いいたします。

まず、冒頭の本市の子育ての基本理念にある「マイナス10カ月から つなぐ まなぶ かかわる 子育て」の下でという、ここの3行の前文でございますが、こちらは以前のものと変わりはありません。

次に、枠の中の可児市教育大綱でございます。

まず、目指す方向でございます。こちらのこの中の「成長していく人材を育てます」という表現、これは2ページのほうをそういうふうな表現にしてあるかと思いますが、こちらを「成長していく「可」能性あふれる「児」を育てます」といたしまして、様々な可能性を秘めた可児市の子供をしっかり育てていくというような表現に変更いたしました。

次に、重点方針の欄でございます。

これも現行の教育大綱、裏面ですが、こちらを見ていただきますと重点方針を設定はしておりませんでした。今までは重点方針という形のものには設定しておりませんでした。こういう子に育てたいと4つの目標を実現するために、特に重点的に取り組む事項、これを重点方針として今回は設定させていただきました。

それでは、重点方針の内容でございます。

2点ございまして、まず1点目、「ひとりひとりに寄り添い、すべての子どもが安心できる学びの環境を創ります」ということで、これは不登校児童・生徒、外国籍児童・生徒、希死念慮を抱えている児童・生徒など、最近いろいろと問題、課題となっております教育事案の対応についても含めまして、子供たち一人一人にしっかり寄り添った教育が行えるようにということで今回入れさせてもらっております。

次に、2点目でございます。

「家庭、学校、住民、企業、各種団体が子どもの成長への想いを分かち合い、地域みんなで協働を進めます」ということです。こちらでは、コミュニティ・スクールの考え方も念頭に入れておりまして、子供たちを地域みんなで育てていくということを入れております。

これは裏面、現行の大綱のほうに5つの目標が書いてあるかと思いますが、その中の5番目、「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます」という項目がございますが、こちらのを一歩進めた形にしたものになります。子供は地域全体で育てるということを意識してもらおうという段階から、子供の成長への想いをみんなで分かち合った上で家庭、学校、住民、企業、各種団体がそれぞれの役割で動いていく、そういった段階にしていくものでございます。

また、ここでは公民連携のことも想定いたしまして、これまで家庭、学校、住民という地域のくくりの中に企業、各種団体も入って一緒になって進めていくということを念頭に置いております。

続きまして、その下、4つの目標でございます。

こちらにつきましては、先ほども御説明したとおり現行の5つの目標から1つの重点方針

に移行いたしました。基本的には変わっておりません。ただ、ちょっとかぎ括弧のほうを外させていただいております。それ以外は基本的に変更しておりません。

以上が教育大綱（案）についての内容でございます。

続いて、この後のスケジュールでございます。

先ほど局長からも申し上げましたとおり、本来でしたら最終決定をしてから新しい大綱を皆様に御説明させていただくところではございますが、この後、6月23日に市長と教育委員で行います総合教育会議で新大綱を決定いたします。決定しましたものにつきましては、また皆様にお知らせをさせていただくというふうに考えております。その後、6月末をめどにいたしまして一般公表させていただくというふうに考えております。

また、現行の教育振興基本計画の対象期間が先ほども申し上げましたとおり、今年度まででございますので、この新大綱を基に次期教育振興基本計画の策定に取りかかってまいります。

説明は以上でございます。

○委員長（川合敏己君） ありがとうございます。

総合教育会議と可児市の議会の教育福祉委員会のちょっと日程が前後してしまったというところの説明でした。ありがとうございます。

それでは質疑を行います。

○委員（富田牧子君） 質疑というより、昨日も自衛隊であるような事件が起こって、18歳の岐阜市の子が起こしたわけですね。その前は、どこかの議長の息子が、これは30歳だけど、散歩しているおばあさん2人を殺して警察官も撃ってしまった。それから、ルフィを名のするようなあんな犯罪が行われているとか、名古屋で白昼堂々と、6時ぐらいに宝石店だか時計店だか知らないけど、そこに強盗に行くというような、こういう子供たちが育っていると言ったらおかしいですけど、出てきているということに対して、やっぱりこんな字面はもうこれでいいんですね。別にこれ以上このことに私は文句つける気もないし、これから上手に行けばいいと思うんだけど、今の現状って本当に子供たちは大丈夫なんかという、そういう気持ちですごくするわけですよ。だから、それでやっぱり本当に学校としてこういうふう子供たちを育てていくところをもっと深く深くみんなで論議しないと教育大綱これでいいですねという話では、もういかなのじゃないかというふうに思うわけです。

特に、不登校の子供の話でもこんなふう書いてあるけど、何ら新しい手が打っているわけでもないし、そこら辺がないので、どうかこの話をするときにいい大綱ができましたね。終わりじゃなくて、本当に今子供たちが置かれているこの現状はどうなのか。それに対してやっぱり教育はどうしていったらいいのかということをもっと議論をさせていただかんと、この今の日本の現状って、これからどうなるんだろうかって私はすごく心配なんですよね。

本当の話がやっぱり連日とんでもない事件が起こる、それも若い子が起こしている。今までのじゃあ教育はどうだったんかということ振り返らざるを得ないような状況に今来てい

るというふうに思うんで、そこも合わせてやっぱりもっとぜひ議論をしていただきたい。これ出すことが目的じゃない、やっぱりここに書かれている子供たちがこういうふうに育っていくように、やっぱり大人がもっといろんな面で手を出してやっていくということのほうがよっぽど重要なので、そこら辺を教育委員会はもっと一生懸命やっていただきたいと思います。

○委員長（川合敏己君） 今の発言に対して御意見ありますか。

○教育総務課長（水野 修君） 今おっしゃられたこと、まさにそのとおりだと思います。

我々もこれ大綱をつくって、はい、終わりというわけではございませんで、やっぱり今思っておるのは学校の先生も、今私どもも回らせていただいておりますが、皆さん考えられておることについては、本当に一生懸命子供を見ていこう、それから地域の皆さん、どの方も言われるんですが、地域の皆さんと一緒にやってやらなきゃいけないという思いが非常に強いんです。どの先生もそういう思いが強いですし、一人一人にしっかり向き合っていかなきゃいけないという思いもしっかりお持ちです。ですので、そういったところも、これをつくったからこれで終わりではなくて、当然これはあるんですが、教育委員会といたしましても、当然今おっしゃられたことを念頭に置きながら、そこをしっかりとやっていきたいというふうには考えておりますので、またこちらのほうもいろいろとよろしく願いをしたいと思えます。ありがとうございます。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑は。

○委員（中野喜一君） 令和元年度の教育大綱の5つの目標の5番目、「子どもは地域全体で育てる意識」を高めます」、これが新しいものの予定ですと、重点方針のほうに繰上げされたというか、より重きを置くという位置づけとして捉えてよろしいですか。

○教育委員会事務局長（飯田晋司君） 今おっしゃったようなことに加えまして、ちょっと見ていただくと分かるんですけども、現行のものに関して5番目が若干ちょっと毛色が違う部分があるかと思えます。1から4に関しては、このような子供たちを育てていきたいというような、そんなような趣旨の目標であったのに対し、若干5番だけ毛色が違うということもありまして、今回新大綱においては、その4つについて推し進める、きっちりやっていくために重点的に取り組むこととして、今まで5つ目の目標に上げておいたものを重点として設定したと、そんなような意味もごさいます。以上でございます。

○委員（中野喜一君） 「ひとりひとりに寄り添い、すべての子どもが安心できる学びの環境を創ります」というような、2番も含めてなんですけれども、これはフリースクールに対する対応が今後かなり進展していくんじゃないかと期待されるんですけども、今話せる範囲で結構ですので、何かこんなふうにしていきたいとか、こんなふうにしますよというのがあればお願いします。

○教育委員会事務局長（飯田晋司君） これ議員が考えてみえる、イメージしてみえることにほぼ近いんじゃないかなとは思いますが、フリースクール自体、今、可児市の教育委員会として具体的にこれをやるとかという構想とか、そういったものが特にあるわけでは

ございません。

先ほど課長の説明の中でもございましたように、希死念慮を持っている子とか、そういった子も含めて学びの環境をつくっていくという、この広い意味での重点方針でございますので、フリースクールに関しても研究は今後進めてまいります、直接的に今予定という形ではございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○委員（中野喜一君） 3月議会で出された請願が通っているということ意識した上で、例えばもうフリースクールに行った日数を学校の出席にカウントするですか、そういった具体的な進展を皆様をお願いしたいと思っておりますので、その辺をよろしくお願いいたします。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はありますか。

○副委員長（渡辺仁美君） ありがとうございます。

大綱ですので、綱領というか大きな理念、信念でいいかと思うんで、別に異論はないんですけども、ちょっと細かい点の言葉の文字の使い方、これがいいのか確認です。

まず1点目は、「目指す」って、これ平仮名ではなくて漢字をあえて使っているんですよ。これはどうでしょうかという点と、もう一つ、「ひとりひとり」は、最初の1番目の「ひとり」を漢字で、2つ目を平仮名でという、そういうこだわりの向きもあるという、この2つの文字の使い方をまず、これで決定ですか。

○教育総務課長（水野 修君） 目指す方向につきましては、これはちょっとここに思い入れはないんですが、要は国の大綱ですとか、これまで大綱をそのまま倣った形になりますので、同じような形でつけさせていただいております。

それから、「ひとりひとり」につきましては、ここはやはり個人個人、個々というのをしっかり打ち出していきたい。いわゆる一般名称的な「一人ひとり」というよりは、子供たちの「ひとり」、それから「ひとり」、そういったところをこの平仮名のほうに表現をさせていただこうと思って、あえて平仮名で2つ並べさせていただいております。以上です。

○副委員長（渡辺仁美君） すみません。

あと、括弧つきの可児の「児」の部分の児童の「児」です。これは、子の可能性という可児を意識した子供をこの漢字で表しているということですか。

○教育総務課長（水野 修君） 「「可」能性あふれる“児”」を育てます、これはこれまでも市長からもいろいろ同じような形で表現させていただいております。これを取り入れさせていただいておまして、「可児」の文字を基にしまして可能性、それから子供の子、そういったことを意味合いに入れた形で、あえて可児市ということ、可児市の子供ということ、これを強調していきたいということで入れさせていただいております。以上です。

○副委員長（渡辺仁美君） まさにそのとおりですね。分かりました。

じゃあ、後半の部分の3番目で、「夢に向かってチャレンジできるたくましい」の「たくましい」がちょっとだけ気になっております。このチャレンジできるしなやかな力なのか、たくましい力なのか、たおやかな力なのか、いろいろ考えられて、たくましいと限定しちゃ

うのが、その子なりのいろんな可能性、多様性をちょっと狭めているのではないかと、これ細かいこだわりであれなんですけれども、私の気持ちはそんなふうです。すみません。

○教育総務課長（水野 修君） こちらの3番につきましては、これ前のものと同じ形になっておりますが、これまで先生であるとか地域の皆さんであるとか、この目標に向かって一緒にやってこさせていただいております。これをあえてたくましいという表現をさせていただきますが、やはり一人一人のお子さんの気持ち、こういったところがどのような形で持っていったらいいのかなというのが非常に考えるところではございますが、しなやかにどういう形にも対応できるようにという考え方もできましようし、やはりそこは信念を持ってしっかりこのチャレンジしたい目標に向かって自分として強い力を持って行ってほしいなという思いもありましよう。そういったところから、これまでも「たくましい力」という表現を使わせていただいておりますが、今回もその形でいだろうということで、あえてここは触っておりません。以上です。

○委員長（川合敏己君） 他に質疑はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言ないようでございますので、この件に関しては終了いたします。

以降の議事は委員のみで協議いたしますので、執行部の方は御退席いただいて結構でございます。ありがとうございました。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前9時35分

再開 午前9時36分

○委員長（川合敏己君） それでは、会議を再開いたします。

3. 協議事項(1)議会報告会の結果についてを議題といたします。

お手元の資料、教育大綱を1枚はねていただきますと資料2-1ということで、議会報告会実施報告書というものがございます。富田委員はちょっと体調不良もございまして欠席でしたけれども、皆さんは参加されていらっしゃいますし、あと意見共有もしておりますので、大体御一読いただければ分かるかと思えます。民生委員・児童委員の方が大半の方は参加していただきました。その中で出てきた意見として取りまとめをされておりますので、ぜひ御一読ください。

資料2-2を御覧ください。

1枚はねていただきまして、こちらが教育福祉委員会のアンケートのまとめになります。本日の意見交換はよかったかというところの間1のところですが、よかったが11件、よくなかったというのが2件あるんですね。どちらとも言えないは5件ですが、ちょっと私の経験上、よくなかったという意見は、実はアンケートではほぼ初めて見ました。それも2件もあったということで、どういうことかということでもちょっと分析をしたんですけども、今回はほとんどの大半の方が民生委員・児童委員の方に参加をしていただいたんで

すが、一部一般募集もした関係もございまして、一般の方が数名入られていらっしゃいました。各3グループに振り分けた関係で、その方が本当に少数、大体六、七名のグループの中で1人、2人というような状況になりまして、なかなか懇談会の流れが民生委員・児童委員の方の活動に関する内容に対してのものが多かった関係で、なかなかその民生委員・児童委員の方でなかった方は、その会話にちょっとなかなか入っていきづらかったということもあったように見受けられます。そういったところからの、それでなかなか自分の意見が申し述べていくことがしづらかったというようなことだったのではないかなというふうに思っております。

この点については、今後の議会報告会の懇談会を行う際に、一つの糧になるかなというふうに考えております。もちろん広聴部会のほうで、こちらのほうはまた反省点としても出されていたようでございますので、その旨も御報告をさせていただきます。

この件につきまして、どうでしょうか。何か議会報告会を通じて参加された方、御意見等ございましたら。

よろしいですかね、この内容で。

[挙手する者なし]

後ほど、次期委員会への申し送り事項の中で意見等がございましたら、申し述べていただきますようお願いいたします。

それでは、この件については終了いたします。

続きまして、(2)次期委員会への引継ぎについてを議題といたします。

資料3を御覧ください。

一番最後のページです。

議会基本条例第11条第4項による次期委員会へと引継ぎ所管事務調査及び政策提案の内容について取りまとめを行いたいと思います。この引継ぎ事項につきましては、最終日の議会運営委員会で報告をさせていただきます。

まず、私のほうで案を一通り読ませていただきます。

記というところの下の部分、1. 地域包括ケアシステムの充実と推進について。高齢者の孤立防止や生活支援、在宅介護、在宅医療等が充実し、スムーズに進展するように注視するとともに調査・研究を行うこと。

それから、2. 児童・生徒の教育環境の確保について。すべての子どもたちの学びの環境の確保や学びの質の向上が適切になされているかを注視し、実情の把握と改善に努めること。

3. 市内外での視察を行い、現状の把握に努め、見識を深めることとしております。

ちょっと雑駁とした形で書かれておりますけれども、申し送り事項として、これを次回、委員会のほうに申し送りまして、次の委員会の中で、例えば委員長さんを中心にやっていくことを決めていただければいいかなというふうに思っております。

いかがでございませうでしょうか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

よろしければ、これで申し送りをさせていただきたいと思います。

それでは、資料3のとおり、3項目について次期議会に引き継ぐべき課題として提案をさせていただきました。

以上で本日の案件は全て終わりました。

その他に何かございましたらお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言がないようでございますので、これにて教育福祉委員会を閉会いたします。
お疲れさまでございました。

閉会 午前9時42分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年6月16日

可児市教育福祉委員会委員長